



公的個人認証  
サービスキャラクター  
マイナーくん

# マイナポイントを活用した 消費活性化策のご案内



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

令和2年度からマイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定のうえ、一定額を前払い等した方に対して「マイナポイント」が付与される予定です。

マイキーIDは、公的個人認証サービス対応スマートフォンや、パソコンと公的個人認証サービス対応ICカードリーダーで設定できます。

また、湯浅町役場に設置しているマイナポータル用パソコンで設定することも可能です。

「マイナポイント」の詳細のお問合せについては、下記フリーダイヤルまでお願いします。

**お問合せ ▶** マイナンバー総合フリーダイヤル  
**☎0120-95-0178**  
(音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください)  
平日:9:30~20:00  
土日祝:9:30~17:30  
(年末年始12月29日~1月3日を除く)

▼詳しくはこちら  


**マイナポイント** 

**2020年度  
ポイントを活用してお得に買い物!!**

マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定の上、一定額を前払い等した方に対して「マイナポイント」が付与します。(2020年度実施予定。制度の詳細は検閲中。)

仕組みのイメージ



利用場面の一例



※マイナポイントの付与はマイナンバーカードの取得完了後、マイキーIDの設定完了後に行われます。

※マイナポイントの付与はマイナンバーカードの取得完了後、マイキーIDの設定完了後に行われます。

【マイナポイントを貰うためには?】

準備① マイナンバーカードの申請・取得  
マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードはパソコン・スマートフォン・郵便・持ち込みの証明写真機から申請することができます。  
※マイキーIDの申請はマイナンバーカードの申請完了後、マイキーIDの申請方法が異なります。パスワードの設定が必要なので、カードの申請書又は受領票にマイキーIDの申請用紙を添付してください。

準備② マイキーIDの設定  
【①-1】 スマートフォン: マイナンバーカード・マイキーIDのインストール  
【①-2】 パソコン: マイナンバーカード・マイキーIDのインストール  
マイナンバーカード交付時に設定した暗証番号(4桁)

【マイナポイントのご利用】  
民間決済事業者の決済手段を活用して、マイキーIDを用いたマイナポイントの利用を行います。  
※詳細は検閲中。今後、お知らせ予定。



マスコットキャラクター  
つっちー

# 2020年 農林業センサス を実施します!



農林業センサス

総務広報課総務係(16番窓口) ☎64-1108

令和元年12月~令和2年2月にかけて、「2020年農林業センサス」を実施します。

この調査は、我が国の農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握するために5年ごとに農林業を営んでいる全ての農家、林家や法人を対象に調査を実施します。

調査は、調査員が調査客へ調査票を配布することにより行います。

皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしく申し上げます。



▲ホームページ



▲キャンペーンサイト



令和2年2月1日

## 2020年農林業センサス

農林業の今を知るための統計調査にご協力ください。



# e-Tax

イータックス

利用手続きがより便利になりました

お問合せ先  
湯浅税務署  
☎63-5351

平成31年1月から従来の方式に加え、次の2つの方式がご利用いただけます。

マイナンバーカード方式

ID・パスワード方式

詳細については、e-Tax ホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) をご覧ください。

**税理士による地区相談会場のご案内**

開設場所	開設日					開設時間
	12月	13日	17日	18日	19日	
有田市役所 3階 会議室	●	●				9:30~16:00 (相談受付締切時間15:30)
湯浅納税協会 3階 会議室			●			9:30~15:00 (相談受付締切時間14:30)
有田川町役場 吉備庁舎 3階 中会議室				●		
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室					●	

※いずれの会場も12時~13時までは相談は行っていません。

なお、申告会場の混雑状況によっては早めに受付を終了させていただく場合があります。

※ご来場の際には、前年分の控え、源泉徴収票(給与・年金収入のある場合)、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑等をご持参ください。

※各会場とも「土地・建物・株式等売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する相談は行っていませんので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しください。

※有田市会場は、有田市文化福祉センターから変更になっています。

**令和元年分所得税確定申告会場のお知らせ**

湯浅税務署では令和2年2月17日(月)~3月16日(金)(土・日・祭日を除く)まで申告書作成会場を開設します。(2月14日以前は開設していませんが、作成済みの申告書の受付、用紙の交付は行ってあります。)

相談受付は16時までです。なるべく早めにお越しください。

なお、申告会場の混雑状況により、16時以前に相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。(作成済みの申告書の受付、用紙の交付は17時まで行ってあります。)

また、開設日初日(2月17日)や確定申告期限(3月16日)間際は、大変混雑することが予想されます。

**国税庁ホームページから確定申告(e-Tax)**

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページから作成できますので、是非ご利用ください。

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成することができ、作成した申告書等をe-Tax送信することで、税務署に行かず自宅から申告できます。

また、給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面で所得税の申告書を作成いただけます。

是非、スマートフォンでe-Taxをご利用ください。